

5 森林（もり）づくり県民税の課税期間の延長

☎県税務課 054-221-2337
県東部農林事務所 055-920-2170



森林（もり）づくり県民税の課税期間が5年間（令和12年度まで）延長されます。

なお、県民税均等割1,400円のうち400円が森林（もり）づくり県民税です。

※改正は令和7年中（令和7年1月1日から12月31日まで）の収入を基礎とする令和8年度個人住民税から適用されます。

1～4までの改正の詳細などは、
上記二次元コードから
ホームページをご覧ください。

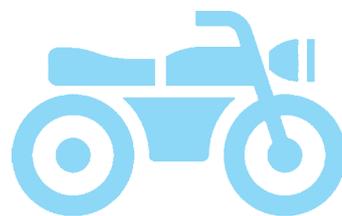
軽自動車やバイクなどの廃車・名義変更 ☎課税課 32-1274

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。次のような場合でも、廃車などの手続きをしていない場合、継続して課税されます。

- ・使用できない軽自動車などを保有している場合
- ・他人に自己が所有する軽自動車などを譲った場合
- ・自己が所有する軽自動車などが盗難に遭った場合

※廃車とは、登録抹消をいいます。

手続期限 **3月31日**（火）



車種ごとの手続場所

車種	手続場所 (問い合わせ先)
原動機付自転車(～125cc) 小型特殊自動車	市役所課税課 ☎32-1274
軽四輪	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1778
小型二輪 (251cc以上) 軽二輪 (126cc～250cc)	沼津自動車検査登録事務所(運輸支局) ☎050-5540-2051

税止めの手続にご協力を

市内で使用していた二輪車（125cc超）を、県外で廃車又は名義変更手続をした場合は、伊東市役所課税課にも下記申告書の提出をお願いします。

この申告書が届かない場合は伊東市からの課税が続いてしまいますので、手続を仲介業者などに依頼する場合も含め、漏れがないようお願いいたします。

提出書類 運輸支局に提出した軽自動車税（種別割）申告書の写し
又は新車検証と旧車検証の写し

提出先 課税課市民税係 FAX52-6900